

兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年10月18日条例第47号）

最終改正:令和2年3月24日条例第3号

改正内容:令和2年3月24日条例第3号 [令和2年11月18日]

○兵庫県立学校授業料等徴収条例

昭和37年10月18日条例第47号

改正

昭和39年4月1日条例第59号
昭和41年3月31日条例第27号
昭和42年3月31日条例第13号
昭和43年3月30日条例第20号
昭和44年3月29日条例第22号
昭和46年3月25日条例第20号
昭和49年3月27日条例第15号
昭和50年12月19日条例第53号
昭和51年3月26日条例第7号
昭和53年3月25日条例第22号
昭和54年3月14日条例第10号
昭和55年3月25日条例第5号
昭和56年3月27日条例第11号
昭和57年3月27日条例第11号
昭和58年3月16日条例第10号
昭和59年3月28日条例第5号
昭和60年3月27日条例第6号
昭和61年3月27日条例第4号
昭和62年3月14日条例第5号
昭和62年12月19日条例第32号
平成元年3月28日条例第5号
平成2年3月28日条例第21号
平成3年3月15日条例第6号
平成4年3月27日条例第7号
平成5年3月29日条例第5号
平成7年3月13日条例第4号
平成9年3月27日条例第4号
平成10年3月27日条例第9号
平成11年3月18日条例第18号
平成11年3月18日条例第20号
平成12年3月28日条例第11号
平成13年3月28日条例第8号
平成14年3月27日条例第4号
平成14年12月20日条例第61号
平成15年3月17日条例第7号
平成16年3月26日条例第7号
平成17年3月28日条例第12号
平成18年12月21日条例第62号
平成19年3月16日条例第9号
平成21年3月23日条例第8号
平成22年3月19日条例第6号
平成25年3月22日条例第9号
平成26年3月20日条例第8号
平成28年10月7日条例第43号
平成31年3月19日条例第5号
令和2年3月24日条例第3号

兵庫県立学校授業料等徴収条例をここに公布する。

兵庫県立学校授業料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、兵庫県立学校の授業料、入学考查料、入学期料、受講料及び証明手数料(以下「授業料等」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学考査料及び入学料の額)

第2条 授業料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

2 学年の中途中に入学(転学、再入学、編入学を含む。以下同じ。)し、退学し、卒業し、又は修了する者(兵庫県立高等学校(以下「高等学校」という。)の科目履修生を除く。)に係るその学年の授業料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とする。

(休学者及び転学者の授業料等の免除)

第3条 休学した者については、別表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月)から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料は、免除する。

2 兵庫県立学校からの転学者については、入学考査料及び入学料は、免除する。

(受講料の額)

第4条 高等学校の通信制の課程の受講料の額は、1単位310円とする。

(証明手数料の額)

第5条 高等学校及び兵庫県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者(当該高等学校又は中等教育学校に在学する者を除く。)の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

(高等学校及び中等教育学校の授業料の徴収)

第6条 高等学校及び中等教育学校の授業料(次条に規定する授業料を除く。以下この条において同じ。)は、別表に掲げる授業料の年額の4分の1に相当する額(学年の中途中に入学し、復学し、退学し、卒業し、又は修了する者にあっては、同表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額にその者の次の表の左欄に掲げる期における在学する月数を乗じて得た額)を同欄に掲げる期ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる徴収期限までに徴収するものとする。ただし、当該徴収期限後に入学し、又は復学した者のその期の授業料は、入学し、又は復学した日の属する月の末日までに徴収するものとする。

期	徴収期限
第1期(4月から6月まで)	6月末日
第2期(7月から9月まで)	9月末日
第3期(10月から12月まで)	11月末日
第4期(1月から3月まで)	2月末日

2 教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした者の授業料の徴収を、当該申請又は届出をした日から教育委員会が別に定める日までの間、猶予することができる。

(高等学校の科目履修生の授業料の徴収)

第7条 高等学校の科目履修生の授業料は、別表に掲げる授業料の1単位の額にその者の履修単位数を乗じて得た額を、履修科目の申込を受理するときに徴収するものとする。

(入学考査料及び入学料の徴収)

第8条 入学考査料は、入学願書を受理するときに、入学料は、入学を許可するとき(中等教育学校の前期課程を修了して当該中等教育学校の後期課程に進学するときを含む。)に徴収するものとする。

(受講料の徴収)

第9条 高等学校の通信制の課程の受講料は、第4条に規定する受講料の1単位の額にその者の履修単位数を乗じて得た額を、履修科目の申込みを受理するときに徴収するものとする。ただし、入学した年度の受講料は、履修科目の申込みを受理した日の属する月の翌月の末日までに徴収するものとする。

2 教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした者の受講料の徴収を、当該申請又は届出をした日から教育委員会が別に定める日までの間、猶予することができる。

(証明手数料の徴収)

第10条 証明手数料は、卒業証明その他これに類する証明の申請を受理するときに徴収するものとする。

(授業料、入学考査料、入学料及び受講料の全部又は一部の免除)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認める者に対しては、授業料、入学考査料、入学料及び受講料の額の全部又は一部を免除することができる。

2 高等学校の定時制の課程に在籍している者が、通信制の課程との併修を許可されたときは、その者に係る通信制の課程の受講料は、免除する。

3 高等学校の全日制又は定時制の課程に在籍している者が、高等学校の一部の科目的履修を許可されたときは、その者に係る高等学校の科目履修生の授業料は、免除する。

(授業料等の不還付)

第12条 既に徴収した授業料(高等学校の科目履修生に係るものに限る。)、入学考査料、入学料、受講料及び証明手数料は、還付しない。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、授業料等の徴収に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の廃止)

2 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和27年条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在学している者で、昭和30年度以前に入学した者の授業料の額は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に在学している者の授業料の徴収については、なお従前の例による。

(入学考查料及び入学料の特例)

- 5 第2条に定めるもののほか、県は、県が設置する専門職大学の入学試験を令和2年度に受けようとする者から入学考查料を、当該専門職大学への入学の許可を同年度に受けた者から入学料を徴収するものとし、当該入学考查料及び入学料の額は、次のとおりとする。
- (1) 入学考查料 17,000円(出願書類等による選抜(以下この号において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この号において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合にあっては、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。)
- (2) 入学料 282,000円(県内居住者等(入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第1項第1号に該当する外国人をいう。)以外の者にあっては、423,000円とする。)
- 6 前項の入学考查料及び入学料(次項及び附則第8項において「入学考查料等」という。)に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「教育委員会」とあるのは、「知事」とする。
- 7 第12条の規定は、入学考查料等を還付する必要があるものとして規則で定める事由がある場合には、適用しない。
- 8 第13条の規定にかかわらず、前3項に定めるもののほか、入学考查料等の徴収に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則(昭和39年4月1日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日に、現に大学に在学している者の授業料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和42年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。(後略)
附 則(昭和44年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月25日条例第20号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日条例第15号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月19日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 昭和51年4月1日前に在学している者(大学の聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額は、改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

学校	種別	授業料 (年額)
高等学校	全日制の課程	14,400円
	専攻科	15,600円
大学	学部	24,000円
	大学院	36,000円
	短期大学	24,000円
	附属幼稚園	14,400円

- 3 昭和51年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額は、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

(兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和36年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、聴講料」を削る。

附 則(昭和53年3月25日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 昭和53年4月1日前に在学している者(大学の聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額は、改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和53年度に入学した者(大学の附属幼稚園、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額は、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

学校	種別	授業料

		(年額)
高等学校	全日制の課程	48,000円
	専攻科	48,000円
大学	学部	96,000円
	大学院	96,000円
	短期大学	72,000円

4 昭和53年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額は、改正後の条例第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和54年3月14日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 昭和54年度に県立学校に入学する者の入学考査料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和55年3月26日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。(後略)

附 則(昭和56年3月27日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和56年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考査料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和56年度に兵庫県立高等学校(専攻科を除く。)に入学した者に係る入学料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和56年4月1日前に第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用、使用又は受講の許可を受けた者(第18条の規定による改正前の兵庫県立勤労青少年寮の設置及び管理に関する条例の規定に基づき寮室の利用の許可を受けた者を除く。)に係る使用料又は受講料の額については、第3条から第11条まで、第13条、第16条から第25条まで及び第27条から第31条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和56年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る当該室料の額については、第12条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 昭和56年度に兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院及び兵庫県立農業大学校に入学した者に係る入学料の額については、第14条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定、第15条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第23条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 昭和56年4月1日前に第27条の規定による改正前の兵庫県立都市公園条例の規定により発行した回数券については、同日から昭和57年3月31までの間は、なお効力を有する。

8 昭和56年4月1日前に交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第32条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月27日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第10条中第9条第2項及び別表港湾施設の設備を使用する場合の款に係る部分の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和57年4月1日前に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。以下同じ。)に在学している者(聴講生及び研修生を除く。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和57年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和57年4月1日前に第4条、第7条及び第12条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第4条、第7条及び第12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月16日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者(定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。)の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

- 4 昭和58年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考查料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に第3条の規定による改正前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和59年4月1日前に兵庫県立大学(附属幼稚園を除く。以下同じ。)に在学している者(聴講生及び研究生を除く。以下同じ。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 昭和59年4月1日前に第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第3条から第10条まで、第12条及び第13条、第15条から第21条まで並びに第23条から第26条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 昭和59年4月1日前に兵庫県玉津福祉センターの特別病室に入室した者に係る室料の額については、第11条の規定による改正後の兵庫県玉津福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和59年4月1日前に第27条の規定による改正前の警察手数料条例の規定に基づき交付の申請をしている者に係る自動車保管場所手数料の額については、第27条の規定による改正後の警察手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月27日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 昭和60年度に兵庫県立学校に入学しようとする者の入学考查料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月27日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学、編入学又は再入学をした者(定時制の課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。)の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

附 則(昭和62年3月14日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立大学(附属幼稚園を除く。次項において同じ。)に在学している者(聴講生及び研究生を除く。以下同じ。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 昭和62年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考查料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考查料及び入学期料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和62年12月19日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。以下同じ。)(中略)に在学している者(兵庫県立大学の聴講生及び研究生を除く。)の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制課程に編入学した者で別に教育委員会が定めるものを除く。)(中略)の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例(中略)の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成2年3月28日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成2年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考查料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考查料及び入学校の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月15日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立大学(附属幼稚園を除く。次項において同じ。)に在学している者(聴講生及び研究生を除く。以下同じ。)の授業料の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

- 4 平成3年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考查料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考查料及び入学校の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 施行日前に第4条の規定による改正前の兵庫県勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の兵庫県勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月27日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 3 施行日前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては受講料。以下同じ。)の額並びに施行日前に兵庫県立大学附属幼稚園に在学している者の保育料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)、第7条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の厚生専門学院条例」という。)、第8条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)、第11条の規定による改正後の兵庫県立職業訓練校の設置及び運営に関する条例、第12条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第13条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に転入学をした者の授業料の額並びに兵庫県立大学附属幼稚園に編入学をした者の保育料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例及び改正後の総合衛生学院条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成5年3月29日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立大学(附属幼稚園を除く。次項において同じ。)に在学している者(聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

- 4 平成5年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考查料の額並びに同年度に兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考查料及び入学校の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月13日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。以下同じ。)、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者(兵庫県立大学の科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては受講料、兵庫県立大学附属幼稚園にあっては保育料。以下同じ。)の額については、第1条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)、第2条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の厚生専門学院条例」という。)、第3条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)、第4条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例(以下「改正後の病院事業条例」という。)、第5条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第6条の規定による改正後の兵庫県立但

馬技術大学校の設置及び管理に関する条例及び第7条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかるわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 平成7年度に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に入学しようとする者の入学考查料の額並びに同年度に兵庫県立大学に入学しようとする者の入学考查料及び入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例及び改正後の総合衛生学院条例の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立大学(附属幼稚園を除く。次項において同じ。)に在学している者(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかるわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 平成9年度に兵庫県立高等学校に入学しようとする者の入学考查料の額並びに兵庫県立大学(附属幼稚園を含む。)に入学しようとする者の入学考查料及び入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立女子高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)(中略)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立加古川看護専門学校、兵庫県立柏原看護専門学校、兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例(中略)の規定にかかるわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成11年3月18日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立大学に在学している者(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかるわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 平成11年度に兵庫県立大学及び兵庫県立淡路景観園芸学校に入学しようとする者の入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例及び改正後の兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月18日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 前項の規定により存続するものとされた姫路短期大学の授業料については、附則第5項の規定による改正前の兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成12年3月28日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立介護福祉高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校及び兵庫県立農業大学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、第2条の規定によ

る改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院及び兵庫県立総合衛生学院に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例(中略)の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 4 平成11年3月31日(以下「基準日」という。)に兵庫県立大学に在学していた者(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 基準日後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。
- 6 平成13年度に兵庫県立大学及び兵庫県立淡路景観園芸学校に入学しようとする者の入学料の額については、改正後の授業料等徴収条例(中略)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第61号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日(以下「基準日」という。)に兵庫県立大学に在学していた者(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 基準日後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成16年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第8条中兵庫県立学校授業料等徴収条例第2条第2項、第3条第1項及び第7条の改正規定、同条例第7条の2中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第8条及び別表備考の改正規定 平成17年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校、兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、第8条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)、第10条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の厚生専門学院条例」という。)、第11条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)、第23条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第24条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第25条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第46条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例(以下「改正後の病院事業条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において、兵庫県立高等学校に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立厚生専門学院、兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の厚生専門学院条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成17年3月28日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日(以下「基準日」という。)に兵庫県立大学に在学していた者(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)の授業料の額については、第3条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 基準日後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成18年12月21日条例第62号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に在学している者並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立神戸高等技術専門学院、兵庫県立姫路高等技術専門学院、兵庫県立但馬技術大学校、兵庫県立農業大学校、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校の通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)の額については、第5条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)、第7条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の総合衛生学院条例」という。)、第9条の規定による改正後の兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例、第10条の規定による改正後の兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例、第11条の規定による改正後の兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例及び第23条の規定による改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例(以下「改正後の病院事業条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程に転学又は編入学をした者(兵庫県立高等学校の定時制の課程に編入学をした者で別に教育委員会が定めるものを除く。)並びに兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立柏原看護専門学校及び兵庫県立淡路看護専門学校に転入学をした者の授業料の額については、改正後の授業料等徴収条例、改正後の総合衛生学院条例及び改正後の病院事業条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年に在学している者に係る額と同額とする。

附 則(平成21年3月23日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成22年3月19日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成25年3月22日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

5 施行日前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程(以下「兵庫県立高等学校等」という。)に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校通信制の課程にあっては受講料。以下同じ。)の徴収については、第45条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学している者で施行日以後に兵庫県立高等学校等に転学をしたもの又は編入学をしたもの(教育委員会が別に定める者に限る。)の授業料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年10月7日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年3月24日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (略)

(4) 第3条の規定 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日(令和2年11月規則第45号で、同2年11月18日から施行)

別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)

学校	種別	授業料	入学考査料	入学料	
				甲	乙
高等学校	全日制の課程	年額 118,800円	2,200円	5,650円	5,650円
	定時制の課程	年額 32,400円	950円	2,100円	2,100円
	通信制の課程	—	950円	500円	500円
	専攻科	年額 118,800円	2,200円	5,650円	5,650円
	科目履修生	1単位 1,620円	—	—	—
中等教育学校		年額 118,800円	2,200円	5,650円	5,650円

備考 1 入学料の甲欄は、入学(中等教育学校の後期課程への進学を含む。)の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者に、乙欄は、その他の者に適用する。

2 中等教育学校の授業料及び入学料は、後期課程に限り徴収する。